

多治見市立池田小学校「いじめ防止基本方針」(令和5年度)

1 基本的な構え

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、全ての子どもがいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、加害者、被害者という立場に加えて、傍観者(見て見ぬふり)が存在しており、あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

(3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」については、その内容を学校のホームページに掲載するとともに、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて次年度に向けた見直しを行う。

(2)いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

- ①いじめ防止に関すること。
- ②いじめの早期発見・早期対応に関すること。(アンケート調査, 教育相談等)
- ③いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- ④年回5回(内2回は外部専門家を含む)開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑤構成員(◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する)
校長, 教頭, 教務主任, ◎生徒指導主事, 学年主任, 教育相談コーディネーター, 養護教諭等
※必要に応じて保護者代表, 主任児童委員, 学校運営協議会等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

(3)児童の権利学習の実施

教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進め、特に、特別活動や道徳の授業などの教育計画に位置付け、いじめ防止を含めた子どもの権利に関する授業を実施する。

(4)本年度の重点

- 温かい言語環境を大切にし、誰もが過ごしやすい学校生活の実現
- ・ニコニコ言葉を増やし、チクチク言葉を撲滅する、いじめを許さない学校
 - ・児童一人一人のよさを互いに認め合える学校

(5)いじめを許さない、見過ごさない学校づくり

- ①学校の伝統となる価値ある活動(日常活動の充実やニコニコ言葉や行動キャンペーン等)を見守り児童が自主的に行うよう支援する。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(6)児童生徒一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
- ②児童生徒が他者と関わる表現力を培う。
- ③人とのつながりを大切にした体験活動を推進する。
- ④児童の自尊感情を育み、充実した学校生活が実感できるような教育活動を推進する。

(7)インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童及び保護者に啓発活動

(8)職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修

3 いじめの早期発見・早期対応に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。(登下校指導、授業、給食、掃除等の様々な場面での表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化)
- (2)変化に気付いた児童が見つかった場合は、関係職員が情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3)児童に対する定期的な調査(アンケート)を年間4回以上実施する。また、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該の子どもが卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。
- (4)児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
- ①スクールカウンセラーの紹介(出勤日及び依頼方法)
 - ②いじめ相談窓口の設置(担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」)
 - ③市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介

4 早期対応のための取組

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。必要に応じて「いじめ未然防止・対策委員会」を開催する。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに、必要に応じて多治見市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安)であるため、それまで状況を注視し期間が経過した段階で判断を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2)重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日が目安)学校を欠席することを余儀なくされた疑い、または児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点をふまえ、学校評価(保護者アンケート)の項目に加え適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること

6 個人情報の取り扱い(個人調査(アンケート等)について)

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから5年間保存する。